

## 平塚市税務封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市の税務部門が作成し、かつ、使用する封筒（以下「税務封筒」という。）の広告掲載について、平塚市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「広告掲載封筒」という。）は、税務封筒のうち次に掲げるものとする。

- (1) 市民税・県民税（普通徴収）納税通知書用封筒
- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書用封筒
- (3) 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載位置、掲載料その他の広告の掲載に係る必要事項は、その都度、市長が定める。この場合において、市長は、当該広告の規格等を公表するものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 申込者は、平塚市税務封筒広告掲載申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みに対し、必要に応じて、資料の提出を求めることができる。

3 申込者は、広告枠の下段に、次に掲げる文章が表示されることを承諾しなければならない。

「広告内容については掲載している各スポンサーに直接お問い合わせください。」

(広告掲載の審査及び決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載要綱第2条に規定する基準により審査し、広告主を決定する。

2 市長は、前項の規定による選考に当たり、同順位の者が2人以上あったときは、次に掲げる者を優先して広告主に決定する。この場合において、同順位の者があった場合には、くじ引きにより広告主に決定する。

(1) 同一の種類 of 広告掲載封筒について、複数の枠の広告掲載の申込みを行った者

(2) 広告掲載要綱第4条に掲げる順位が上位の者

3 市長は、前2項の規定により広告主を決定した場合には、平塚市税務封筒広告掲載申込みに対する結果通知書（第2号様式）により、広告主及び申込者に通知するものとする。

4 市長は、第8条の規定により広告掲載の決定を取り消された者がある場合には、第2項の規定にかかわらず、決定を取り消された者に次ぐ順位の者（その者が広告主である場合は、その次の順位の者）を広告主とすることができる。この場合において、同順位の者が2人以上あった場合には、くじ引きにより広告主に決定する。

5 第3項の規定は、前項の規定により広告主を決定した場合に準用する。

(広告掲載条件)

第6条 広告掲載封筒に広告を掲載できる者及び広告の内容は、広告掲載要綱第2条各号及び次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 広告の表現が、閲覧者に平塚市の事業であるかのように混同させるおそれ又は平塚市が推薦していると錯誤させるおそれがあるもの

(2) 広告掲載封筒に掲載する広告としてふさわしくないもの

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに、第3条の規定により定めた広告の規格に基づき作成した広告原稿を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿について、広告掲載要綱第2条各号及び前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告掲載要綱第11条各号に該当する場合のほか、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出をしなかったとき。

(2) 自己の都合により、決定した広告掲載を取りやめたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、平塚市税務封筒広告掲載取消決定通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載封筒の広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

平塚市税務封筒広告掲載申込書

年 月 日 (提出先)							
平塚市長 住所又は所在地..... ふりがな 氏 名..... 電 話.....(.....) F A X.....(.....) (団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)							
平塚市税務封筒への広告掲載について、次のとおり申し込みます。							
法人その他の団体の概要							
広 告 の 内 容 (広告デザイン案を記入)							
広告の掲載を希望する封筒の種類及び掲載する枠数	税務納税通知書用封筒 種類 <input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 枠数 <input type="checkbox"/> 1 枠 <input type="checkbox"/> ( ) 枠 (最大4枠)						
広 告 掲 載 料	円 × ( 枠数 ) ( 消費税及び地方消費税を含む。)						
申 込 者 連 絡 先 (名刺の添付でも可)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                             担 当 部 署 ・ 氏 名  <small style="display: block; text-align: center;">ふりがな</small> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                             電 話 番 号                         </td> <td style="padding: 5px;">                             ( )                         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                             電子メールアドレス                         </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	担 当 部 署 ・ 氏 名 <small style="display: block; text-align: center;">ふりがな</small>		電 話 番 号	( )	電子メールアドレス	
担 当 部 署 ・ 氏 名 <small style="display: block; text-align: center;">ふりがな</small>							
電 話 番 号	( )						
電子メールアドレス							

- ※ 申込みにあたっては、平塚市の税務封筒の広告に関する諸規定の内容を遵守します。
- ※ 平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当しないことを確約します。
- ※ 平塚市では、平成23年7月1日から平塚市暴力団排除条例を施行しており、第3条、第5条に基本理念、市民及び事業者の役割を規定しています。これに則り第7条の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に意見を聴く場合があります。
- ※ 平塚市税の滞納はありません。
- ※ 平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

第2号様式（第5条関係）

平塚市税務封筒広告掲載申込みに対する結果通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長 氏名 印

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します  ※ 原稿は 年 月 日までに提出してください。
	<input type="checkbox"/> 掲載しません  【理由】 <input type="checkbox"/> 選考順位が下位のため。 <input type="checkbox"/>
広告を掲載する封筒の種類及び掲載する枚数	税務納税通知書用封筒 種類 <input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 枚数 <input type="checkbox"/> 1枚 <input type="checkbox"/> ( ) 枚 (最大4枚)
広告掲載料	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
	※ 同封の納付書により、期限までに指定の場所でお支払いください。
納 付 期 限	年 月 日
	※ 期限までに納付がない場合には、広告掲載の決定を取消します。

- ※ 平塚市の税務封筒の広告に関する諸規定の内容を遵守してください。
- ※ 平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当する場合には、市長は広告の掲載を取り消します。これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

平塚市税務封筒広告掲載取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長 氏名 印

次のとおり決定しましたので通知します。

取 消 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 広告主が平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキに該当すると認められる <input type="checkbox"/> 広告原稿が未提出 <input type="checkbox"/> 広告主又は広告内容が不適當 <input type="checkbox"/> その他
	理由
取 消 年 月 日	年 月 日
掲 載 料	<input type="checkbox"/> 返還なし <input type="checkbox"/> 返還あり <p style="text-align: right;">円</p>

※ 返還がある場合は、平塚市税務封筒広告掲載料返還請求書を提出してください。